

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	印

贈賄防止に係る誓約及び申告書

- 1 本件の貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人（以下「当社等」という。）が、本件に関連して不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び刑法（明治40年法律第45号）に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
- (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが公表している排除リスト（debarment lists）のいずれにも掲載されていないこと。
- (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

＜以下は該当する項目がある場合のみチェック＞

- 2 贈賄を禁止する法令（外国の法令を含みます。）に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令（外国の法令を含む。）に違反した罪により、いずれかの国において起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。
- ☐ はい
- (2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令（外国の法令を含む。）に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置（司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。）を受け、又は仲裁裁定（公表されているものに限る。）において贈賄に関与したものと認定されたことがある。
- ☐ はい
- 3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームを日本貿易保険に提出していない、又は提出したがスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。
- ☐ はい

- ※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。
- ※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手続きをいいます。
- ※ 日本貿易保険における贈賄に関する取扱いは、ホームページの「OECDにおける社会問題への取組み」の「公的輸出信用と贈賄防止」にてご案内しています。
(<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	印

不正競争防止法に係る誓約書

本件の貿易代金貸付（貸付金債権等・保証債務）保険を申し込むに当たり、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法（平成5年法律第47号）に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。

また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを確約します。

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	印

贈賄防止に係る誓約及び申告書

- 1 (保険申込者) が貿易代金貸付 (貸付金債権等・保証債務) 保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人 (以下「当社等」という。) が、 本件に関連して不正競争防止法 (平成5年法律第47号) 及び刑法 (明治40年法律第45号) に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
- (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが公表している排除リスト (debarment lists) のいずれにも掲載されていないこと。
- (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

<以下は該当する項目がある場合のみチェック>

- 2 贈賄を禁止する法令 (外国の法令を含みます。) に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令 (外国の法令を含む。) に違反した罪により、いずれかの国において起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。
- ☐ はい
- (2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令 (外国の法令を含む。) に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置 (司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。) を受け、又は仲裁裁定 (公表されているものに限る。) において贈賄に関与したものと認定されたことがある。
- ☐ はい
- 3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険 (以下「日本貿易保険」という。) による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームを日本貿易保険に提出していない、又は提出したがスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。
- ☐ はい

- ※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。
- ※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手順をいいます。
- ※ 日本貿易保険における贈賄に関する取扱いは、ホームページの「OECDにおける社会問題への取組み」の「公的輸出信用と贈賄防止」にてご案内しています。
(<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	印

不正競争防止法に係る誓約書

(保険申込者) が貿易代金貸付 (貸付金債権等・保証債務) 保険を申し込むに当たり、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法 (平成5年法律第47号) に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。

また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを確約します。